

フランスの税制改革と社会保障

大阪学院大学助教授 矢野秀利

要 旨

1981年以降の税制改革のポイントは、所得税率の変更、法人税率の引き下げ、付加価値税率の変更、富裕税の創設・廃止・再設置にある。1981年から1989年までの約8年間は、社会主義政権から保革共存、そして再び社会党政権とゆれ動いたため、政策の流れも、まず、再分配重視、つづいて効率性への復帰、さらに公平を加味しながらの効率性重視、そして効率性と公正の調和というように大きく変化した。

所得税は、社会党内閣のもとで増税、保守連合内閣で減税、そしてその後はそのまま維持された。法人税は緩和の傾向にある。付加価値税は当初増税されたが、その後、EC統合もひかえて税率削減がなされてきた。富裕税は資産格差是正のため導入されたが、技術上の難点、それほどの効果を示さなかったため廃止されたが、1989年に最貧者のための最低所得保証制度の財源として再登場した。

社会保障制度は公的年金、医療保険の赤字をかかえているが、保険料のアップは雇用へのマイナス要因、国際競争力低下になるのでせいぜい被雇用者負担を高める程度の政策しかとられていない。そして、社会保障赤字を補填するために特別目的税と付加税が暫定的に設置された

が、これは現在も維持されている。社会保障制度の抜本的改革は1989-1992年の第10次計画の優先課題でもあり、今後の動向が注目されるところである。

1 はじめに

フランスの政府財政と社会保障財政は併存する形で運営され、社会保障制度は政府と独立の体裁を保っている。しかし政府は社会保障制度全般に管理・監督を行っている。そして社会保障制度にはさまざまのルートから政府財政資金が投入されている。政府からの補助金、社会保障目的税が充てられ、また、社会保障制度自体の保険料収入の規定も政府によって決定されている¹⁾。このため、社会保障制度の改革には必然的に財政措置の変更を伴うことになる。そして、社会保障財政赤字を解決しようとするならば、どうしても税制との関わりが重要になってくる。つまり、税制改革と社会保障改革は密接に関連してくるのである。財政と社会保障がそれぞれ良好な状態であるときには、このような関連は無視してもよいほどの比重しかない。だが、たとえ一方に赤字問題が発生してくると、財源問題は他方へ大きな影響を与える。そして、そこでの問題は、社会保障も含めた公的負担をどうするかになってくる。社会保険料は特

別徴収分 (parafiscal) であるとも考えられるので、全体の公的負担規模と同時に、どれだけを租税に、どれだけをどんな形で社会保障財源にするかという問題になってくる。

現在、フランスの財政と社会保障はともに大きな問題に直面している。財政は大きな財政赤字をかかえて、また EC 統合に向けて国内の諸税の国際調整を行わなければならない。そして、社会保障もまた増加傾向にある医療保険と公的年金保険の赤字に悩まされながら、高い社会保険料をこれ以上引き上げることは困難という状況にある。フランス政府のとりうる選択範囲も厳しくせばめられている。他の先進諸国が抜本的税制改革を推進しているのに対し、フランスの立場は中途半端にならざるをえない。1981年以降、政策は大きく変動するが、税制改革も同様であった。そして、税制が直接に社会保障財政に関与してくる部分は、富裕税を除けば意外に少ない。

そこで、本稿では、フランスの税制ができるだけ社会保障と関連付けながら説明していくことにしよう。そして、最近の税制改革と社会保障に関する税制改革に焦点をおいてみていく予定である。

2 最近の税制改革

(1) 税制改革の背景と推移

フランスの税制の特徴は、まず第1に、先進諸国の中でも極めて高い公的負担率（租税+社会保険料）になっていることである。しかも、ここ10年余りの間に国内総生産に占める公的負担率が急激に上昇していることである。第2に、公的負担率のうち、社会保障財源の大部分を占める社会保険料の比重が極めて高いことである。

そして、この社会保険料負担の中で雇用主・企業負担の割合が極めて高く、その結果、法人税収が小さいにもかかわらず、企業の公的負担は高くなり、企業の国際競争力への重大な阻害要因になっている。第3に、所得税、法人税の比重が低く、間接税、特に付加価値税が税制の中核にすえられていることである。これら3つの特徴は、フランスの戦後税制、特に、完全な形での付加価値税が導入された1968年以降の税制の大枠になっている²⁾。さらに、つけ加えるならば、国税中心の税体系であり、地方税収は最近増加傾向にあるとはいえる、税収は微少であり、税目も少ない。また、他の先進国と異なるのは、大型資産を対象とする富裕税の存在であろう。これは、一時廃止されたが、1989年から再登場したもので、フランス社会党政権の象徴的税制といえる。

以上のような、フランス税制の構造的特徴を踏まえた上で、最近の税制改革の歴史とその背景を、1981年5月に成立したミッテラン政権以降から簡単にふり返ってみよう。

1981年のミッテラン政権以降の首相、財政担当者は表1のとおりである³⁾。順次、各政策担当者ごとにその政策の強調点、税制への関わりをみていくことにしよう。

モーロア＝ドロールの政策（1981.5～1984.7）

政策の優先課題は、まず失業問題であった。同時に、「社会的公正」の実現も重要な課題であった。ケインズ的財政政策を採用し、財政拡大による総需要拡大によって失業を解決しようとし、他方で、社会的公正実現のため低所得層への減税と補助金増額、そして富裕層への増税がなされた。マクロ政策の方は、開放経済下で一国単独の拡大政策のため為替レートを切

表1 1981年以降の政策担当者と基本方針（ミッテラン大統領下）

年 月	首 相	財政担当	主 要 経 濟 優 先 課 題
1981年5月 ↓ (社会) (社会党)	モーロア	ドロール	(前半) 失業対策と公共支出拡大 (後半) インフレと貿易赤字抑制
1984年7月 ↓ (社会党)	ファビウス	ペレゴボア	財政緊縮と産業の近代化
1986年3月 ↓ (保革共存)	シラク	バラデュール	民営化と財政赤字削減社会保障の改革
1988年5月 ↓ (ミッテラン再選) (社会党)	ロカーレ	ペレゴボア	財政の抑制・教育・研究支出の拡大、「最低所得」の確立

り下げただけに終わったが、社会的公正のための税制改革は際立ったものがみられる。

モーロア内閣による最初の増税は1981年8月の財政法で定めたもので、これは高所得層（10万フラン超の所得）の前年度所得にかかる所得税額の25%を付加税とするものである。そして、長い間すえおかれた所得税の最高限界税率を60%から5ポイント引き上げて65%にした。この税率は1986年までつづくことになる。この結果、高所得層の限界最高税率をその時の60%から実質上、65%～75%に引き上げることになった。つづいて、1982年財政法では、納税額が2万5千フランを超える家計に対して、1万5千フランを超える部分の税額の10%を付加税とした。1983年財政法では2万5千フランが2万8千フランに引き上げられ、1万5千フランを超える部分の税額の7%の付加税となり、1984年には対象納税額を2万フランに下げ、付加税率も3万フランを境に5%と8%にした。いずれにしても、1981～1984年にかけて、税収不足を埋めるためにその場しのぎとも思われる付加税方式による所得税増税が高所得層に対して実施された。1981～1984年の4年間は、高所得層にとってはアド・ホックな「増税の時代」であったのである。

しかし、この時期になされた画期的な所得税

改革は、完全な形でのインデクセーションの実施である⁴⁾。1977年以来、物価上昇率に対して各限界税率に対応する所得階層区分が不均等な形で引き上げられていたが、1982年の財政法によって、すべての所得階層区分を物価上昇率分だけ引き上げることにして、課税の負担がインフレに完全に中立的になった。従来は低い所得階層区分のインフレ調整は大幅に、高い所得階層区分のインフレ調整は小幅ないし未実施であったが、1982年以降は完全なインデクセーションになったのである。この結果、INSEE（国立経済統計研究所）の発表する消費物価上昇に基づいて課税所得区分の比例的上昇がなされるという方法がとられることになった。従来の再分配効果を考慮したインデクセーションから中立的なインデクセーションへと改革されたのは、モーロア＝ドロール政策が必ずしも再分配だけを重視したものではないということがうかがわれる。

さらに、モーロア内閣の前期になされた大きな税制改革は富裕税（大型資産課税=IGF, Impôts sur les grande fortunes）創設である⁵⁾。富裕税は個人の大型資産を対象に累進税率を課すもので、富裕層の課税強化によって不平等を緩和することを目的にしたものである。富裕税は次のファビウス内閣まで継続され、税率も上

昇していくが、保守党内閣のシラク首相時に廃止される。しかし、社会党内閣の再登場で1989年に復活することになった。詳細は後で述べることにしよう。その他、モーロア内閣前半では、付加価値税の中間税率17.6%を1ポイント引き上げて18.6%にして増収をはかると同時に軽減税率を従来の7%だけから新しく5.5%の超軽減税率を設けて、低所得層への配慮もみせている。1983年になされたその他の税制改正は、課税所得の1%特別付加税を課し、これを社会保障財源にし、同じく、アルコール・たばこへの増税、薬品会社への広告税を行い、これも社会保障財源にするなど、社会保障特別課税が創設されることになった。他方では、企業投資を促進するため、事業資産への資産税の免除がなされたり、雇用増加をしたり投資増加を行った企業へ部分的な減税もなされた。

モーロア内閣は後半に入ると拡大政策から緊縮政策に転換せざるを得ず、この期の大きな税制改革は所得税の最高限界税率を60%から65%へ引き上げたことであろう。そして、1983年から1984年にかけて、租税政策は再分配重視から効率性重視に変化してくるが、しかし財政赤字を縮小する必要もあって増税政策がとられる。1984年財政法での大きな変化は、第1に、相続税の限界税率を大幅に引き上げたことである（詳しくは後述）。第2に、法人税の簡易課税企業（個人企業）、赤字法人への課税強化である。1978年以来このような企業への税額は一律に年間3,000フランであったが、1984年から表2のように売上高に応じて累進的課税になった。その他に前年には所得税額に対する7%特別付加税であったのを3%に緩和し、社会保障特別税も継続された。いずれにしても、モーロア内閣では、全般的に増税が行われたといえる。

表2 簡易課税、赤字企業への見積り課税額

税込みの売上額	税額
100万フラン未満	4,000フラン
100万～200万フラン	6,000フラン
200万～500万フラン	8,500フラン
500万～1,000万フラン	11,500フラン
1,000万フラン超～	17,000フラン

資料出所：Conseil des impôts『Neuvième Rapport』P. 21から。

ファビウス＝ペレゴボアの政策

(1984.7～1986.3)

モーロア内閣の後半から徐々に現れてきていた効率性重視は、ファビウス内閣によって本格化され、財政は一層の緊縮政策がとられた。財政の優先課題は財政再建と社会不公正の除去におかれた。企業の競争力を強めるために留保分の法人税率が50%から45%へ5ポイント引き下げられた。そして増加傾向にあった職業税を10%軽減する政策もとられた。これによって企業の投資を促進し、産業の近代化と国際競争力を高める方向が明確に示された。

また、社会的公正実現のため、富裕税の税率を引き上げるとともに、富裕税に特別付加税を課した。1986年には所得税の3%減税を実施し、同時に、前年までの3%特別増税を廃止して、税負担の公正をめざした。

シラク＝バラデュールの政策

(1986.3～1988.5)

ミッテラン大統領の下で保革共存の中で内閣を担当した保守連合のシラク首相は、大幅な政策転換を行い、財政では財政赤字の削減、大幅な減税、社会保障の合理化を政策課題とした。税制改革の基本方針は、所得税減税、企業の税負担の軽減、付加価値税の税率引き下げ、富裕税の撤廃を柱とするもので、企業の活性化と同

時に所得の再分配の観点も重視するものであった。シラク首相の言葉によれば、「1986年3月までは、多くの補助金、多くの負担と弱い競争力であったが、今や、少ない補助金、少ない負担と強い競争力」がめざすところであった。

(Les Echos 1988. 2. 17日号)

1986年3月に首相の座についたシラクは早速、4月に86年予算を補正し、すべての法人税率を50%から45%に引き下げるにした。前内閣の既定方針では流通業以外の法人を対象にした法人税率緩和であったものを全面的な減税に発展させたのである。さらに、今後、3年計画で法人税率を一層引き下げていく方針を示した。また、1987年には富裕税を廃止することを宣言し、実際に1987年1月から廃止されたのである。

所得税は、まず所得税率の最高限界税率を65%から58%に下げ、さらに1988年予算では56.8%に下げて、同時に、低額所得層控除制度を拡充し、低所得層にも配慮した大幅な所得減税になった。また、87年には扶養子女控除引き上げ、88年には扶養子女控除対象年齢を5歳未満から7歳未満に引き上げて、所得税減税を拡充した。さらに、中堅以下の所得層（課税所得29万5千フラン以下）には87年納税分の所得税を低所得層から11%，6%，3%の特別減税を実施して、高所得層中心の減税の印象を緩和している。

付加価値税については、まず、87年8月のマドンナのパリ・コンサートに合わせて、シラク首相は、レコード・オーディオカセットの付加価値税率を33.3%から、中間税率の18.6%に引き下げるにを発表した。さらにその直後に、87年9月以降、自動車の付加価値税率を33.3%から28%に引き下げるにを発表した。この付加価値税率の引き下げの背景には、1992年のEC統合に向けての付加価値税率調整問題があ

り、この政策はEC共通税率に向けての第一歩である。ただ、付加価値税率引き下げによる収減に対処するための恒久財源措置はなく、他の減税と同様に大部分は国有企業の民営化による一時財源しか用意されていない。

その他、企業関連の税が引き下げられ、小企業減税、農業減税も実施されて、87, 88年の2年間で産業部門の大幅な減税となった。このような大幅な減税政策は米・英の税制改革に大きな影響を受けたものである。

以上のような減税政策と並行して、社会保障特別税として所得税の課税所得の0.4%付加税の継続、老齢年金保険財源としてキャピタルゲイン課税額の1%付加税、医薬品の付加価値税の税率アップ、たばこ料金引き上げのように社会保障負担の増加をはかった。1987年予算において、バラデュール財政担当は、社会保障赤字の補填を目的にする特別付加税は次年度には廃止すると言明したが、これは無理になり、次年度も継続されることになった。

シラク内閣の租税政策は、大幅な減税、特に産業に重点を置く政策になったが、他方では企業の地方税負担増、社会保障負担の増加になり、財政再建と大型減税の両立のむずかしさを示した。ただ、後述のとおり、社会保障の合理化が推進され、セガン社会問題・雇用相による社会保障財政再建案はその後のフランスの社会保障改革の方向を示している点で高く評価される。

ロカール=ペレゴボアの政策 (1988. 5~)

1988年に大統領に再選されたミッテランの基本方針のうち、財政、社会保障に関しては、社会保障財源の確保、公共医療の合理化、富裕税の復活、そして最低所得保証制度の創設などがあげられた。すでに、大統領選挙戦に先立つ

1988年4月には、ミッテラン大統領は『フランス国民への書簡』の文書を公表し、政策の骨格を提示した。この中で、税制、社会保障については、EC統合のために付加価値税の調整の必要性、所得税率の現状維持、富裕税の復活、困窮者救済のための最低所得制度の創設、投資減税、公的年金の賦課方式の維持を訴えている。

1988年5月から政策を担当したロカール、ベレゴボアは、シラク内閣の租税政策をとりあえず大枠で維持した。この点では、前財政担当のバラデュールの遺産を責任もって受けつぐことになったのである。ベレゴボアはまず、資産の長期譲渡所得の課税を強化し、企業活動以外の長期譲渡益の税率を16%から42%に引き上げて、投機への課税強化をはかった。さらに、非アルコール飲料の付加価値税率を1988年7月以降18.6%から5.5%に引き下げた。この付加価値税率の引き下げの理由は、アルコーリズムへの対処とEC内の付加価値税率調整のためである。さらに、12月には、地方税の中で企業負担となっている職業税の免税枠を新規雇用実施企業を対象に引き上げて、この減税効果で雇用の増加策を実施した。しかし、いずれにしても、ロカール内閣の税制改革は1989年予算まで待たなければならない。

1989年予算編成にあたって、ロカール首相の方針においては、大統領選の公約でもあった最低所得制度の創設、そしてその財源をまかなうための富裕税の復活、さらに1992年EC統合にむけての付加価値税率引き下げがあげられた。さらに、法人税率の引き下げ、EC統合のために貯蓄税制の見直しも必要とされた。すでに、民営化収入はなく、財政赤字縮小も重要課題になっているので、とるべき政策余地は成長政策と公務員の削減、社会保障の改革しか残されてい

ない。このような制約の中で、ロカール内閣は、まず、1988年12月1日から付加価値税の全般的な改革を行った。すなわち、軽減税率7%を廃止し5.15%1本にし、さらに割増税率33.3%を廃止し28%に引き下げた。また、身障者用品の税率を18.6%から5.5%に引き下げ、ガス、電気の契約料も18.6%から5.5%に引き下げた。

所得税については7歳以下の扶養子女控除額を1万フランから1万2千フランに引き上げる措置、組合費を手当の1%内で所得控除措置、さらに、家族係数適用制限所得を2.6%引き上げて減税を行うことにした。

富裕税は、1982年～1986年の大型資産税(IGF)から資産への連帶税(*impôt de solidarité sur la fortune, ISF*)と名称を変えて復活した。新富裕税は35万～43万家族、約120万人を対象に設置される最低所得制度(*revenu minimum d'insertion*)に要する支出80億フランのうちの半分を調達するものとみられている。つまり、明確な垂直的再分配をめざした税制である。

企業関係の税制改革では、まず法人税率を留保分について42%から39%に引き下げることにした。これは再投資を期待したものである。さらに、雇用主の家族手当保険料を2年間で9%から7%へ軽減し、登録税の軽減、付加価値税が課税されていない（あるいは部分的にしか課税されていない）病院、銀行、保険会社の給与税の減税と自動的インデクセーションなどで既存企業の減税を実施した。さらに、新規企業（1989.1.1～1993.12.31に創設）は5年間の法人税の免除の措置がとられた。すなわち、創設からはじめ2年間は法人税の全額免除、3年目は75%免除、4年目50%免除、5年目25%免除が適用される。

また、営業権、営業資産の譲渡の贈与税を76.6%の税率から2.4ポイント引き下げ、小企業対象の職業訓練負担（税）の軽減をはかるなどして企業の活性化、そして雇用促進を誘導しようとしている。

他方では社会保障負担ではバラデュールの政策を維持し、年金保険料のアップをすべての所得（つまり上限なし）に対して実施し、給与への保険料1ポイント上昇策をとって、家計の負担増も行っている。いずれにしても企業の労働コストを削減し、生産に直接影響しない部分での増税、負担増を遂行し、さらに付加価値税調整等のようにEC統合、国際競争力に向けて税制の微調整がなされつつある⁶⁾。

（2）主要税の変化

前節では1981年から1988年までの税制改革の推移をみてきたが、つぎに、所得税、法人（企業）関連税、付加価値税、富裕税等の変化、改革をいくぶん社会保障とも関連させながら検討してみることにしよう。

所得税 所得税率の最高限界税率は表3のように、一時上昇したが1987年以降軽減されてきた。そして、前述のとおり、1982年以降、完全なインデクセーションによってインフレに中立的な税構造に改革されている。しかしフランスの所得税はいわゆる「家族除数制度」と一般に給与所得の72%⁷⁾を課税所得にする方法がとられているため、高い累進課税にもかかわらず

課税対象家計は極めて少ない。また、給与所得者以外は職種で異なる所得控除があり、利子所得についても源泉分離一律課税になっているため、所得税を賦課される家計は40%に満たない状況で、課税対象家計比率も減少傾向にある。1987年のシラク内閣での低額所得層控除制度では、新たに200万人の非納税者が生まれたといわれる。その結果、所得層上位5%の家計が所得収の50%を負担することになっている。このように、所得税が他の先進国のように普遍的ではないため、高度な累進性を緩和する政策をとれば、すなわち高所得者に集中的な減税になってしまう。この点で、他の先進国が所得税改革によって全般的な負担の軽減をめざしているのとはかなり意味あいが異なる。

法人（企業）関連税⁸⁾ 法人税率は表4のとおり、諸外国と同じように軽減されてきている。ただ、配当所得に対する二重課税緩和のためavoir fiscalという税額控除制度があるので個人所得税としては低税率である。しかし留保される部分はこの法人税率が適用されるが、税率の削減は留保分が再投資されるのを促進させる効果をねらったものになっている。

企業にとって大きな負担となり、かつ最近負担の上昇しているのは職業税(tax professionalいわゆる事業税)である。課税標準は、事業用の有形固定資産の賃貸価格（これは自己所有であっても課税標準とする）と年間給与支給総額

表4 法人税率の推移

年	1985	1986	1987	1988	1989
税率	50%	45%	45%	42%	39%

（注）配当分への税率である。ただし、配当所得には配当税額控除制度(avoir fiscal)によって配当所得の税率は(39% - 0.5 × 61%)により、8.5%にしかならない。

表3 所得税の最高限界税率の推移
(単位%)

年	1980	1981	1982	1987	1988
税率	60	60	65%	58	56.8

の18%の合算額で、これに対して各地方自治体ごとに定められた税率をかけて徴収する。税率は3%台から24%台までさまざまである。各企業の負担は付加価値の5%を上限とするように制約されているが、地方分権政策以降、徐々に上昇傾向にある。このような職業税の負担増を抑制するため、職業税減税を目的に国から地方へ補助金が与えられている。1980年で62億フラン余り、1987年で340億フラン余りの補助金となっている。

さらに、企業の負担の大きなものは社会保険料負担である。詳しくは後述するが、企業の競争力をそぐ最大のものがこの社会保障負担である。他の先進諸国に比べて圧倒的に高い雇用主負担割合になっている。その他、職業教育負担税（年間給与支払額の1.2%）など小規模の企業負担がいくつか存在する。以上のように余りにも重い企業負担でフランスの企業は発展が抑えられてきた。80年代以降さまざまな企業減税を実施してきたが、国際水準からみると依然として過重な負担である。

付加価値税 付加価値税はフランスの税体系の中核であり、税収の約4割を占めて第1の税収である。1968年に完全な形で導入された時には、標準税率（年間税率）20%，軽減税率6%と13%であった。その後、税率は多少高くなつたこともあるが、1970年代後半には標準税率17.6%，軽減税率7%，割増税率33.3%になっていた。1980年代の主な変化は1982年の標準税率18.6%，軽減税率5.5%と7%の分割の改正と、1989年以降の軽減税率7%への一本化と割増税率28%への税率削減の改正である。1982年の改正は歳入不足の補填が理由であったのに反し、1987年以降の割増税率適用品を標準税率適

用に変えた措置や1989年の改正は、減税政策の一環であると同時に、EC内での税率調整のためでもある。

1992年のEC統合に向けて、付加価値税率、法人税率、貯蓄利子課税の3つの税率調整が焦眉の課題である。フランスの場合には、付加価値税率の削減が最優先課題となる。ECの中ではフランスが最も付加価値税に依存した歳入構造になっていて、税率も高い方に属す。EC内では1992年の統合に向けて、標準税率は14~20%に、軽減税率は4~9%の2段階に調整することが決定されている。1993年以降は、国内の付加価値税率がそのままEC共通の付加価値税率として適用されるので、各国の税率格差がEC内の国際競争に反映されることになる。

1987年のシラクの付加価値税改正はその第一歩であり、ロカル首相、ペレゴボア蔵相も1992年調整を原則的に受け入れると表明している。しかし、割増税率を33.3%から28%へ軽減したことだけによる税収減は1989年で20億フランとみこまれていて、さらなる税率調整は大幅な財政難になると考えられる。このためにも1992年末までに大幅な税制改革が必要とされるのである。

富裕税及び相続税等 1982年から1989年以降の富裕税の税率と適用範囲は表5のとおりである。1982年に資産格差是正を目的に導入された旧富裕税（IGF）は、資本の国外逃避をもたらし、フランスの税体系の中核にはなりえなかつた。1982年～1985年の5年間で、1年平均約35億フランの税収にすぎず、これは資本課税全体の5%にあたり、公的負担全体（税+負担金）の0.11%を占めるだけで、そして納税者も全体の0.5%ほどであった。社会党政権にとって

表5 大型資産税（富裕税）の税率の推移

(単位百万フラン)

税率(%)	1982	1983	1984	1985	1986	廃止 1987	再設置 税率	1989
	0	3以下	3.2以下	3.4以下	3.5以下		0	4以下
0.5	3~5	3.2~5.3	3.4~5.6	3.5~5.8	3.6~6		0.5	4~6.5
1	5~10	5.3~10.6	5.6~11.2	5.8~11.5	6~11.9		0.7	6.5~12.9
1.5	10超	10.6超	11.2超	11.5~20	11.9~20.6		0.9	12.9~20
2	—	—		20超	20.6超		1.1	20超
備考				8%の税額加算				

資料出所：参考文献[3], [12]から作成。

は象徴的行動 (acte symbolique) ではあったが、保守連合内閣とともに1987年1月から廃止された。しかし、このIGFの創設は、資産分布の状況把握、資産統計の管理という点で徵税当局にとっては大いに参考になるものであった。

シラクによって廃止された富裕税は、ミッテラン再選、社会党内閣の復活とともに再び政策の優先課題となった。新富裕税 (ISF) は、貧困者救済を直接の目的にした最低所得保証制度への目的税で1989年から実施される。最低所得保証制度 (renenu minimum d'insertion, RMI) は1989年から実施されるが、その内容は、25歳以上の無収入者1人当たり月に2,000フラン支給し、夫婦で3,000フラン、扶養子女1人当たり600フランの追加支給をするもので、受給者は職業

訓練等の社会復帰の教育を受ける義務がある。夫婦2人+子供1人で、一般労働者の最低賃金 (smic) の約75%を保証しようというもので、要する費用は80億フランほどである。

新富裕税 (ISF) は旧富裕税 (IGF) の失敗をふまえて税率はできるだけ抑え、1%を超える税率を適用するか否かが焦点になったが、結局、1.1%を最高税率とした。また、所得税+ISF負担が全体で個人の税負担の70%を超えない、企業の株取得の免税枠の拡大などの妥協が示され、資本の国外逃避を回避するために不動産を中心課税するなどの考慮もなされた。ISFの対象者は11万人ほどで、税収も41億フランほどとみこまれている。このISFとRMIの連結がうまく機能すれば、社会保障制度のう

表6 1984年の相続・贈与税率改正 (%)

純課税対象額	直系の間			配偶者間		
	1960	1969	1984	1960	1969	1984
50,000フラン以下	5	5	5	5	5	5
50,000~75,000	10	10	10	10	10	10
75,000~100,000	10	15	15	10	10	10
100,000~200,000	15	20	20	15	15	15
200,000~340,000	15	20	20	15	20	20
340,000~560,000	15	20	30	15	20	30
560,000~1,120,000	15	20	35	15	20	35
1,120,000以上	15	20	40	15	20	40

(注) Conseil des impôts,『8e Rapport』p. 51から。

ただし、免税枠は対象資産額のうち27万5千フランで、これをこえる部分に課税される。

ち、社会扶助の改革につながり、フランス的な「負の所得税」ともなりうるであろう。

相続税・贈与税率は長い間不变に保たれていたが、モーロア内閣で不平等の是正の一環として1984年から税率変更がなされた（表6参照）。従来フランスの相続税率は低かったので、他の先進国の中の中位に属するようになった。ただ、税率のアップと同時に、相続総額のうちの免税枠が25万フランから27万5千フランへ引き上げられて、小額資産の相続には配慮がほどこされている。（免税枠は税率不变の間も改正されてきた。）

3 社会保障の財源問題

フランスの社会保障の最近の動向、最近の社会保障制度改革については、すでに『フランスの社会保障』（社会保障研究所、1989）の中で各論者から詳細に報告されているので⁹⁾、ここでは税制との関連でここ数年の変化について検討することにしよう。

（1）社会保障財源の状況

社会保障制度改革は経済計画においても、各内閣においても常に最優先課題の1つであった。たとえば、被雇用者の約8割をカバーする最大の社会保障組織である一般制度（regime general）の収支勘定でみると、社会保障赤字が拡大の傾向にある。表7のとおり、老齢年金、医療保険の赤字が指摘される。とりわけ、今後、人口構成の高齢化が進むので老齢年金の赤字は一層拡大し、深刻な財源問題になるものと考えられている。これは他の3つの公的年金制度（公共部門の特別制度、農業被用者制度、その他自営・自由業・農業経営者制度）においても

表7 社会保障：一般制度の收支状況

(単位10億フラン)

	1987	1988	1989
疾病保険金庫 (CNAMTS)	7.8	5.3	1.2
うち{ 医療保険 うち{ 労災保険	4.6 3.2	2.6 2.7	-2.3 3.5
老齢年金金庫 (CNAVTS)	-10.3	-17.6	-34.4
家族手当金庫 (CNAF)	1.5	1.3	0.5
一般制度全体	-1.0	-11.0	-32.7

資料出所：Direction de la Sécurité Sociale.

同様の傾向をたどっている。

医療保険はシラク内閣の間に、セガソ社会問題の強力な合理化プランによって、1987年には医療費が0.8%低下するという画期的な結果になった。これは、特に保険薬の償還率の引き下げ、全額給付の制限、入院負担の引き上げ等が効を奏したものである。しかし、88年からまた医療保険収支は悪化していて、依然として医療保険財政の改革を要する点は変わりない。

老齢年金は、1975年からの10年間で退職者が倍に増えている。今後、年金の基本制度だけでも、1987年の4,270億フランから1992年の5,830億フランへ増え、この5年間で37%増の給付になるものと予想されている。このためには、財源を保険料アップか、租税負担に求めなければならない。シラク内閣時のセガソ社会問題・雇用相は社会保障の危機は租税財源に頼るべきであるとして、これ以上の保険料アップには否定的であった。シラクも保険料徴収から租税への移行案は、特に家族手当保険料（雇用主負担）でまず実施すべきと述べている。しかし、新しい財源をどこに求めるかとなると選択の余地は少ない。また、保険料アップもせいぜい被雇用者負担のアップしかできない状態である。残された

最後の手段は、社会保障機構の人員合理化であろうか。事実、1988年9月にはロカル内閣によって社会保険金庫の雇用者を5,000人減らす案が示され、さらに、今後5年以内に大幅に（1万5千人～2万人）雇用者数を減らすことも考えられている。

いずれにしても、ここ10年来、社会保障の財政改革は優先課題とされながら、抜本的な改革は実施されなかつた。

（2）社会保険料と租税

社会保障の財源を社会保険料に求めるか、租税に求めるかはフランスでも長い間議論されてきた。その中で一応の解決の方向を見い出せたのが、社会扶助と最低所得保証制度であろう。後者はすでに説明したので略すが、社会扶助は地方分権に伴って、国から県へ事務手続が移行され、国の関与は減り、地方団体の財源が増えたこともあり、国の財源負担を減らすことになった。そして、社会扶助の給付を減少させることなく、社会扶助支出を削減することに成功している。これは分権化によってより効率的運営になったためである。

その他の三大給付である年金、医療、家族手当については、保険料で不足する分は租税あるいは保険料アップという妥協案、一時しのぎで問題が先おくりされてきたのである。

社会保険料の推移 1980年以降の社会保険料は表8に示されている。この表から明らかにように、雇用主負担と被雇用者負担との割合はおよそ2.5：1である。つまり社会保険料の約7割が雇用主＝企業負担になっている。この負担率の高さはフランスの社会保障の最大の特徴であり、このことが、フランス企業の国際競争

力を弱める最大の原因になっている。その中でも、豊かな給付内容を誇る家族手当給付がその全額を雇用主負担で、負担率は9%ポイントである。この部分は通常、他の先進国では租税に頼っているのが現実であるので、これを租税に振り替えられるならば、企業負担は8.2%ほどになり、企業負担は激減する。それゆえ、家族手当の租税代替化が懸案となっているのである。

しかし、全体の傾向をみると、雇用主負担を軽減し、被雇用者負担を少しずつ引き上げる政策がとられてきた。しかし、給与に対する負担率は23.9%であり、これ以上保険料を上昇させるのは不可能に近いが、赤字解消にはそれしかないのも事実である。

最近の社会保険料の改定では、1987年8月に医療保険、年金保険料の2ポイントの被雇用者負担増がなされた。つづいて、1988年5月に、医療保険料が0.4ポイント、年金保険料0.2ポイントの計0.6ポイントの被雇用者への付加保険料が維持されることになった。1989年からは、すべて企業負担である家族手当保険料を2ポイント引き下げて、そのかわり賦課の所得上限を廃止して、全所得を対象に7%の保険料を徴収することが予定されている。そして1989-1992年の第10次計画では雇用主の保険料負担の安定化と企業の労働コストの削減、すなわち雇用主負担の削減が検討されることになっている。

租税による社会保障制度への補填 1987年以降の社会保障目的税創設の動きは、1987年のシラク内閣の緊急措置以外に何もない。これは1987年5月の社会保障改革会議いわゆる賢人委員会の骨子を受ける形で対策が出された。その内容は、租税等についてはセガンによって1986年創設の社会保障特別税（課税所得の0.4%），

表8 一般制度の保険料率の推移

() 内は全所得への負担率

変更の年月	保険料適用の 上限所得 (年額フラン)	被雇用者負担 率	雇用主負担率	合計負担率
1980. 1. 1	60,120	4.70 (5.50)	26.15 (4.50)	30.85 (10.00)
1981. 1. 1	68,760	4.80 (—)	(—)	31.85 (—)
— 2. 1	—	(4.50)	(—)	(9.00)
— 11. 14	—	— (5.50)	22.65 (8.00)	27.45 (13.50)
1982. 1. 1	79,080	4.70 (5.60)	(—)	27.35 (13.60)
— 7. 1	84,960	(—)	(—)	(—)
1983. 1. 1	88,926	(—)	(—)	(—)
— 7. 1	94,440	(—)	(—)	(—)
1984. 1. 1	97,320	5.70 (—)	17.20 (12.60)	22.90 (18.20)
— 7. 1	101,880	(—)	(—)	(—)
1985. 1. 1	104,760	(—)	(—)	(—)
— 7. 1	108,720	(—)	(—)	(—)
1986. 1. 1	110,640	(—)	(—)	(—)
— 8. 1	113,760	6.40 (—)	(—)	23.60 (—)
1987. 1. 1	115,560	(—)	(—)	(—)
— 7. 1	118,080	6.60 (6.00)	17.20 (12.60)	23.80 (18.60)

(注) 一は前年と同じ値を示す。資料: INSEE 統計等から

老齢年金目的の基本所得への 1%付加税、たば

こ料金の値上げ(2%)だけである。

この臨時措置は次のロカール内閣にも継続された。ロカール内閣ではやがて抜本的な社会保障改革を税制とからめて検討していくことになるであろうが、解決の方向は、1989年予算ではまだ具体化されず、従来のシラク路線の延長上での暫定的なものしかみえない。

4 むすび

現在、フランスの社会保障制度は今後の財源難に直面して、大きな岐路に立たされている。長期的には、給付と負担との間の適正化・合理化しかないであろうが、当面は、保険料のアップ、所得税への付加税の方法しかとれないであろう。付加価値税はすでに EC 統合のため引き下げなければならないことが既定の事実であるから。

富裕税を再導入し、法人税等、所得税率の引き下げを実行してきたが、やはり残された課題は、家族係数、職種で異なる控除等で課税ベースの小さくなっている所得税を拡充する税制改革、社会保険料率引き下げと同時に賦課所得上限の撤廃による公正な負担の実現であろう。

<注>

- 1) 『フランスの社会保障』第1、2章参照。
- 2) [14] Pechman, pp. 95-118参照。
- 3) [6] Eck 参照。この本で1960年～1985年までのフランスの経済を知ることができる。
- 4) インデクセーションは、参考文献[2]、[7]に詳しい。
- 5) 富裕税については、参考文献[1]、[3]、[12]で詳細な分析がなされている。税法は、文献[7]、[8]を参照。
- 6) 最近の動向は、適宜、経済紙 Les Echos の1987～1989年3月までの記事を用いた。
- 7) 所得税制については、参考文献[2]、[5]、[7]、[8]を参照。
- 8) 法人税の問題は、参考文献[4]、[7]を参照。
- 9) 特に、関連する最新の動向は、第4章(木村陽子)、第7章(都村敦子)、第9章(城戸喜子)、第10章(伊奈川秀和、大田晋)の部分を参照のこと。また、家族手当の最新状況は参考文献[15]を見よ。

<参考文献>

- [1] Babeau, André, "L'expérience française d'impost sur les grandes fortunes, 1982-1986", Revue d'économie politique, mai-juin 1987.
- [2] Conseil des impôts, *Septième rapport relatif à l'impôt sur le revenu*, Journaux Officiels, 1984.

- [3] _____, *Huitième rapport relatif à l'imposition du capital*, Journaux Officiels, 1986.
- [4] _____, *Neuvième rapport relatif à la fiscalité des entreprises*, Journaux Officiels, 1987.
- [5] Delsol, Jean-Philippe, *Diminuer l'impôt par une nouvelle fiscalité*, ECONOMICA, 1986.
- [6] Eck, Jean-François, *Histoire de l'économie française depuis 1945*, Armand Colin, 1988.
- [7] FISCAL 1987: *Memento pratique*, Francis Lefebvre, 1987.
- [8] Ministère de l'économie, des finances et budget, *Code général des impôts*, Imprimerie Nationale, 1984.
- [9] OECD, *Economic Surveys France 1988-1989*, OECD, 1989.
- [10] _____, *The future of social protection*, OECD 1988.
- [11] _____, *The tax/benefit position of production workers 1984-1987*, OECD 1988.
- [12] _____, *Taxation of net wealth, capital transfers and capital gains of individuals*, OECD 1988.
- [13] _____, *Taxing consumption*, OECD 1988.
- [14] Pechman, J. A. (edited), *World Tax Reform*, The Brookings Institution, 1988.
- [15] Toulouse, J. B., J. F. de Leusse, Y. Rolland, X. Pillot, *Finances Publiques & Politiques Publiques*, ECONOMICA 1987.
- [16] 藤井良治,「フランスの家族と家族手当政策」,『海外社会保障情報』No. 86, Spring 1989, 社会保障研究所.
- [17] 社会保障研究所編,『フランスの社会保障』,東京大学出版会, 1989.

(やの ひでとし)